

## 国立大学法人の戦略的な経営実現に向けた検討会議 最終報告への論点

2020年10月23日

星 岳雄  
松本 美奈

先日の中間とりまとめをうけて、これから最終報告をまとめていくことになる。その時に、中間とりまとめまでの議論をさらに深めて具体策を作っていくべきもの、いままでは議論されてこなかったが今後議論が必要になる点などが考えられる。以下に示すのは、そのような今後の論点のうち、我々が重要だと思う点である。

### 1. 国立大学法人の自律性を守るために、独立行政法人通則法の枠組みから出す

中間とりまとめでは、中期目標及び中期計画の設定の仕方を変えることによって、「自律的契約関係」が確立されるとされ、国と国立大学法人の法的な関係を変える必要はないとしている。しかし、国立大学法人の長は文部科学大臣が任免する現状を考えれば、政府から独立した機関ではなく、最終的には国立大学法人は国から自由になることはできない。「日常的な監督」はなくなったとしても、国の恣意的介入による国立大学法人の自律性が脅かされる危険性は常につきまとう。それでは検討会議の趣旨にあるような「世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的の大学経営」実現は難しい。それを解決するためには、独立行政法人通則法の枠組みから国立大学法人をだして新たな枠組みによって独立性を確立する必要がある。これまでとは全く次元の異なる大学の自律を考える時期に来ている。それ以外には、国が国立大学法人に過剰な介入を将来行わないということにコミットする方法はないと思われる。

### 2. シェアード・ガバナンスの重要性の確認

国立大学法人のガバナンスとして、シェアード・ガバナンスが理想であるということは、委員間で合意が得られるのではないだろうか。そうだとすれば、それを最終報告書に明示しておくべきだ。

シェアード・ガバナンスはステークホルダー・ガバナンスを大学の文脈にあてはめたものとも言える。それは、例えばOlson (2009)が指摘するように、次の二つの側面を持っている。すなわち(1)重要事項の決定過程に種々のステークホルダーが関わると同時に(2)あるステークホルダーに対してある分野での決定の責任を持たせる。<sup>1</sup>

「多様なステークホルダーを巻き込んだ大学経営モデル」の構築のために、シェアード・ガバナンスの確立を目指すと明言すべきだろう。国が他とは違うステークホルダーとしてすべてを決定する時代は終わった。学長選考に関して

---

<sup>1</sup> Gary A. Olson, "Exactly What is 'Shared Governance'?" *The Chronicle of Higher Education*, July 23, 2009.

は、教員集団がその決定過程を独占していたが、それも終わりにしなければならない。

経営協議会と教育研究評議会がそれぞれ違ったステークホルダーを代表し、責任分野を区別しながらも、お互いに協力していくというのは、シェアード・ガバナンス確立のための有望な第一歩である。全てのステークホルダーの視点が十分に反映されているか、決定権と責任の関係が応分なものになっているかなどを精査する必要があるだろう。学長選考会議の構成、権限もこの観点から深掘りする必要がある。

### 3. 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」改正

定員管理の問題は、リカレント教育や留学生との関係も含めて、中間とりまとめで議論された。一方で東京 23 区内の大学の定員を増やしてはならないとする法律については議論されていない。これも同じような理由から自由化することが望ましい。そもそも、この法律は地方創生のために東京一極集中の是正が重要で、そのためには東京 23 区内の大学の定員を増やさないのが効果的であるという誤った経済分析に基づいている。